

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和2年度 3月度)

- 1 日 時 令和3年3月1日(月)
開会：午後3時00分
閉会：午後4時12分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 15名
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 3番 道淵 登
4番 上出 義美 5番 西塚 信司 6番 田中 昭一
7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫
10番 田中 利男 11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦
13番 山下 茂昭 14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 氷見市農業振興地域整備計画の変更について
第4号議題 専決処分の取り扱いについて
- 6 報 告 報告第1号 農地利用最適化推進施策に関する意見書に対する検討及び進捗状況について
- 7 職務のため出席した事務局等職員
5名
局 長 坂 久成 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課長 浦 勇仁 農林畜産課主事 前田 智之
- 8 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和2年度3月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

(事務局) 今回も、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 氷見市農業振興地域整備計画の変更について
第4号議題 専決処分の取り扱いについて

また報告案件は、

報告第1号 農地利用最適化推進施策に関する意見書に対する検討及び進捗状況について
です。

□議長 (会長) なお、在任委員15名全員出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、中葉委員、道淵職務代理者をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。また、前回総会までの経緯を踏まえ、顛末説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、)

(農林畜産課長より内容説明)

1件目から4件目までは、先の総会で説明済みでありますので省略します。

5件目は、2筆で、計画面積の合計は、——m²です。

計画農地は、富山市**——番他、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ所有権移転を行うものです。

なお、構成員となっている農地所有適格法人へ貸し付ける目的での取得になります。

（続いて顛末説明）

顛末でございますが、2月の総会時点で準備がされていた案件でしたが、制度の対象とするかどうか、市の方針が決まっていない段階であったため、上程を見送りしたものです。今回、判断がありまして3月の総会の案件として上げさせていただいたものです。

□議長（会長） 説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） **営農組合関係の中間管理機構利用権設定の内容がありましたが、助成対象についてわかりやすく、説明願います。

（農林畜産課）（中間管理事業パンフレットで交付金の概要説明）

地域集積協力金について**営農組合の場合、「交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること」の要件を満たさないと認識しています。農地中間管理機構に貸し付ける以前に担い手が作業受委託を受けていた農地は、新たに集積された農地とすることが出来ないためです。

一方、今度法人化する〇〇営農組合の場合は、任意団体から法人格を有した担い手となったことで、新たに集積された農地と数えることが出来るため、交付金の対象となる見込みです。

なお、経営転換協力金は個人への交付金となるため、**、〇〇両地区とも交付対象者がいらっしゃると考えております。

（事務局）（補足説明）

経営転換協力金は1反(10a)未満の自作地以外を機構に全て貸し付けた場合に、農家（経営農家）で無くなったということで交付されます。

そこで、現に荒廢地となっているような非農地の整理を先に行い、1反(10a)未満の自作地要件を明確にしておくことが重要です。

地域集積協力金の地区での取り組みに併せて非農地認定を地区ぐるみでタイミングよく取り組むことでメリットが表れます。

また、固定資産税も10年以上の設定期間で3年間の、15年以上で5年間の固定資産税半額の制度があります。

こういったことですので、是非、中間管理機構を活用いただきたいと思えます。

□議長（会長） なお、本件は諮問案件でありますので、原案の承認についての認否に加え、改善点やお気づきの点など意見を添えることが出来ますが、いかがでしょうか？

なお、意見のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

(事務局) (追加発言を求め)

今回初めて、利用集積計画による所有権移転の取り扱いがあったわけですが、市当局におかれては、今後、嘱託登記の希望の有無、課税の特例関係における公告の証明等、適切な事務執行をお願いします。

また、この利用集積計画に関しては、農業用施設に関しては、県許可の4条・5条申請によらずとも、市において転用手続きが出来ることを県当局とも確認しております。

認定農業者の方々をはじめとする担い手の皆様には、この有利な制度を活用いただきたいと存じます。

□議長（会長） 意見はありませんか。事務局の方で、意見案がありますか。

(事務局) それでは、利用権の相対分から中間管理事業への移行について、機構集積協力金、固定資産税の軽減措置等の地区、農家等への支援措置の周知を図りつつ、機構集積の実務を進めていただきたいと存じます。

特に集落営農組織設立の動きがある場合には、最初からの法人での立ち上げと中間管理権設定の組み合わせにより、より確実に協力金が地区にもたらされることについて、十分な理解と浸透を図っていただきたいと思えます。

□議長（会長） ただいまの事務局案に異議・質問等が無ければ、質疑を終結し、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、原案のとおり承認し、意見を添えて氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は1件です。

対象農地は、1筆で、申請面積は———m²です。

申請農地は、氷見市**——番、登記地目は畑です。

譲渡人 高岡市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ所有権移転を行うものです。

譲受人の要望により所有権の移転を行うものです。

なお、譲受人の所有農地の多くは**にあり、営農組合と利用権設定をしています。

この分は経営面積から除かれますが、現住所近くの2筆———m²余りに最近2月になって利用権設定をし、5反要件をクリアしての申請となります。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） それでは、第3号議題 氷見市農業振興地域整備計画の変更につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題、氷見市農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

譲受人が高岡市**——番——号（氏名**）、

願出者は氷見市**——番地（氏名**）、

除外対象地は、氷見市**——番の一部、申請書において地目は登記が田、現況は畑です。

申請面積は——m²、除外後の用途は一般住宅です。

土地改良事業の事業完了年度は昭和44年です。

譲受人は2年前に**から移住して**市内のアパートから氷見市に通勤しています。定年を迎えた両親も移住を決め、すでに母親が1年前から**地内に借家をして氷見市内で働いております。住居を構えるにあたり、通勤の便がよくなること、これから高齢になっていく両親のことを考え、徒歩圏内に病院や商業施設があり、また、母親が生活し始めたことで交流ができたことから**地内で検討したものです。

検討範囲内には他に取得できる土地はなく、願出地が最適であるとのことです。

また、集落代表者、地区農業委員、土地改良区からの同意も得られております。

除外の基本的な要件といたしましては、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員、**委員、該当地区推進委員、事務局員による現地調査について、代表して**委員から報告を受けます。

(**委員) 先般*月**日、わたしと**委員、地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件につきましては、隣接地との境界が確定されていること、用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地耕作者からの承諾書が添付されております。

さらに、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件は、原案のとおり計画変更はやむを得ないと判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか？

意見のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第3号議題 氷見市農業振興地域整備計画の変更につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 専決処分の取り扱いにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第4号議題 専決処分の取り扱いにつきまして、説明申し上げます。農業委員会の総会は「合議体である農業委員会の最高議決機関」です。この総会が意思決定機関であることを踏まえつつ、農業委員会の権限に属する事務の円滑な執行を図るために、会長の専決事項を定めること。また、会長の権限に属する事務の速やかな処理を図るため、事務局長の専決事項を定めることとします。

本来であれば、農業委員会規程の中で、あるいは別に専決規程を整備するところですが、非農地の取り扱いが流動的であることと、全庁的な専決規程の横並びの整理も必要かと思いますので、規程を定めるまでの当分の間、専決処分の取り扱いについては、以下のとおりとします。

なお、専決者が重大あるいは異例のことと判断した場合は、総会議決とします。また専決事項につきましては、総会にて報告することとしておりますが、軽微で影響の限られるものについては省略することもあります。

(1) 会長の専決事項について

- ・ 委員に関する規程に関すること
- ・ 職員の任免に関すること
- ・ 土地改良法第3条の規定により、土地改良事業に参加する資格に係る申出等の承認、認定等に関すること
- ・ 非農地認定（認定申請・荒廃農地調査等）以外の非農地確認（現況証明等）に関すること
- ・ 上記に準ずる類推事項に関すること

(2) 事務局長の専決事項について

- ・ 全庁一体的な職員の服務・勤務条件の規程に関すること
- ・ 全庁一体的な事務要領等に関すること
- ・ 職員の他部局の事務従事に関すること
- ・ 上記に準ずる軽易な事項に関すること
- ・ 農地法の規程による届け出に係る受理又は不受理の決定並びに当該届出者に対する通知書の交付に関すること

説明は以上です。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第4号議題『専決処分の取り扱い』につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に報告事項に移ります。

報告第1号『農地利用最適化推進施策に関する意見書に対する検討及び進捗状況』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局)

今年度、農業委員会は、農村における人づくり・地域づくりをより強力に推し進めるための施策について、初めて意見書を取り纏め、令和2年10月度総会での審議可決をみました。

その後、10月26日に市長に対し、会長、会長職務代理者で面談をさせていただく場を設けていただき、農業の取り巻く状況について、あるいは農業委員会の活動について、熱心に話をお聞きいただき、発展的なご提案も頂くなど活発な意見交換をさせていただいたところです。

最後に会長の手より意見書を市長に提出し、地域の農業者の代表機関の立場からの意見について、内容、事情をくみ取っていただき、施策に反映していただくことの期待を込めて、要望させていただきました。

それから、はや4カ月が経過し、関係部署にこの意見書に対する検討及び進捗状況、今後の見通し等について照会させていただきました。

以下、意見書本文に続けて、頂いた回答を示してあります。

特に農業振興地域整備計画の項目ですが、全国農地ナビ自身が**検査で有効活用されていないのではないかと、集中調査が予定されています。そういった時に農振農用地が地番管理されていないという事実はどう受け止められることでしょうか。

さらに事務執行の適正化の項目ですが、補助執行、委任の協議が進んでおりません。昨年2月から耕作権の許可解約の件に端を発しまして、いくつかの課題がありますが、結論を見ておりません。年度内に仕上がらない格好となっております。農業委員会組織として遺憾でありますし、後に続く人にも負担を掛けてしまうことは申し訳なく思います。

他には、非農地対応で、地目が現実と違う場合について、一括して市から地目変更の働きかけが出来ないかということ投げかけたところ、地方税法408条に基づく実地調査を現況主義で行っているとの回答であり、法務局に対する地目の変更の申出は必要ないとの立場です。先進事例もお示しして何とかならないかと申し上げておるところですが、引き続き働きかけ続け、農業者にとって負担が軽くなる様にしたいと考えております。

今回の回答の中身をじっくり読んでいただければ、現状の課題と市がどう受け止めているか、どう考えているかがわかろうかと思います。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があれば、お願いします。
なお、質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） 経営転換協力金についてですが、〇〇地区も圃場整備しているところ以外の山の中に農地地目の荒廃地があると思いますが、非農地認定をしないと交付金がもらえないのですか？

（事務局） 非農地認定を露払いといった形で予め整理したうえで、申請していただくことで、（10a未満の自作地要件がはっきりし、）交付金がもらえる可能性が高まります。

10月から、非農地の集団的取り扱いを始めたことですが、山の中で道も無いし、土改も考えられないということであれば、集団的取り扱いによって、個々の境界を明確にしなくても、周辺を一括して状況判断も出来ますし、事務的にも共通化できます。

（**委員） 中間管理事業を導入するところは、圃場整備の有無にかかわらず、先に非農地認知をした方が良いということですね？

（事務局） 中間管理事業を導入し、協力金の絡みがあるところは切実なものとして取り組んでいただければ良いし、そうでないところも、農地台帳を適正なものに直していきたいので、地区ぐるみで取り組まれる方が随分と効率的かと思います。

地区でまとめて非農地申請を出していただいたものを農業委員会で審査をし、可決をした場合には農地台帳から筆を除外した上で、非農地通知を出し、法務局、市（税務課）に通知を出します。その後の登記申請も相続等が絡まないものであれば、登録免許税もいらぬことですし、申請書1枚にこの非農地通知を添えて出していただくことになります。

非農地通知は、あくまで筆に対しての農地の現況判断ですので、非農地申請を相続人名義（〇〇相続人□□）で提出し、例えその後、相続登記に至らないものでも、経営転換協力金の10a未満の自作地要件しかり、課税地目反映の期待は出来るものと考えます。

（**委員） 法人化とか集落営農組織の立ち上げは農林畜産課かと思いますが、必ずこういった話をしてもらっておけばよいということになりますね。

(事務局) そうです。各担当は、知識を横につなげて集落等の指導、相談に当たる必要があります。

(**委員) 小作（耕作）権のついている農地の場合の交付金の取り扱いは？

(事務局) 耕作権のついている農地は、貸借関係を整理していただいて、（通常は所有者のみの排他的権利となると思われませんが、耕作権者が話し合いにより所有権を取得し所有者となる場合も想定されます。）所有者として中間管理事業設定をすることになります。経営転換協力金も基本的にこれをベースに判断することになろうかと考えます。

(**委員) **営農組合の場合、既に法人化されており、作業受委託の形で集積がされていることから、今、中間管理事業設定をしても地域集積協力金が交付されないということの良いか？

 これが、任意組織のまま法人になっていなかったら（今法人成りし、中間管理事業設定をした場合）地域集積協力金はもらえたのか？

(事務局) 任意組織であっても、ナラシ対策（米・畑作物の収入減少影響緩和）交付金をもらっていたら、既に集積をした担い手として実績判断され、（作業受委託や相対利用権から）中間管理機構に乗り換えたとしても、新たな集積とは判断されず、（交付対象面積の1割以上が新たに集積されることでもない限り）交付されないと聞いています。

□議長（会長） 他に質問があれば、お願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 質問が無いようです。

 今日のところは報告案件ではありますが、農業委員会が農業者の代表機関として、市当局ともども、向き合っていかなければならない課題でありますので、委員各位には研鑽と実践に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 以上で本日の案件、報告事項は、全て終了しました。
これで、氷見市農業委員会3月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年3月1日

議 長

署名委員

署名委員
